公安委規程

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.

公安委規則

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....

教委訓令

を改正する規則......務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部市町立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

五

別記第五十三号様式から別記第五十四号様式までの規定中「、 輿瀹呬」を削る。

五

る

匹

四

П

Щ

教委規則

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令 (人事課).....

Ε

19年 (28日)		
	山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	する。
	平成十九年九月二十八日	
	山口県知事	井関成
>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	山口県規則第七十八号	
目次	山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則	
	山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次の	一号)の一部を次
規則	ように改正する。	
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	別記第三号様式 (その一)の裏、同様式 (その二)の裏、同様式 (こ	同様式 (その三)の裏、同
山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	様式(その四)の裏及び同様式(その五)の裏中	
動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手続に関する規則税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)二合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車	「「県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関郵便局」	<u>*</u>
山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)ニ山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)ニ	県税事務所	ŧ
山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (厚政課)		1.
(都市計画課)三風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	「「見の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関	Z D
山口県職員倫理規程の一部を攻正する訓令(人事課)	県税事務 所	- に み る

同

同様式 (その四)の裏中「 別記第九号樣式中「輿庙』 別記第二十一号樣式中「叔鮗代嶉魚彈藻霑 別記第十号様式中「〈 輿)層画」を削る。 別記第八号様式(その一)の裏、 融機関、 指定代理金融機関又は収納代理金融機関 「、 輿煙回」を削る 無税事務所」を「無税事務所」に改める。 同様式 (その二) 曹)帰回」を「以쐸代崩除雷藻贈」に改め の裏 同様式(その三)の裏及び に改める。

所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別記第七十一号様式中 「
「
「 無の指定金融機関、指 に代理金融機関 以は以 総代理金融機関 以は以 総代理金融機関 以は以 総代理金融機関 以は以 総代理金融機関 以は以 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
原の指定金融機関、指定代理金融機関以は収納代理金融機関以は収納代理金融機関以は収納代理金融機関以は収納代理金融機関以は収納代理金融機関以は収納が代理金融機関以は収納が代理金融機関以は収益を「収納代理金融機関以は収益を「収納代理金融機関」に改める。 「 に、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
様 本 に に さ さ さ さ さ さ さ さ さ さ
D

この規則は、 平成十九年十月一日から施行する。

附 則

車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 合衆国軍隊の構成員等、 契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動

平成十九年九月二十八日

山口県知事

井

関

成

山口県規則第八十号

自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する

を次のように改正する。 車税の徴収の特例に関する条例施行規則 (昭和三十五年山口県規則第八十五号)の一部 合衆国軍隊の構成員等、 契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動

别记第一号篆式中

	另言多一名 村宝叶	村立中	
_	登録番号	(Registration Number) No.山口	を
_	是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	(Registration Number) No.山口	に改める。
	村則		

(施行期日)

1 この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関 の調整をして売りさばくことができる。 等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則別記第一号 様式による自動車税証紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要

則をここに公布する。 動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手続に関する規

平成十九年九月二十八日

వ్య

ように改正する。

山口県産業廃棄物税条例施行規則 (平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次の

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

別記第十四号様式中「叔終代攝除彈藻照

郵便局」を「収納代理金融機関」

に改め

山口県規則第七十九号

平成十九年九月二十八日

山口県知事

_ 井 関

成

山口県知事 = 井 関 成

県

山口県規則第八十一号

る規則動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手続に関す動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手続に関す

- 1 めようとする者は、 (同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による犬又はねこの引取りを求 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) 第三十五条第一項 次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならな
- 犬又はねこの引取りを求めようとする者の氏名及び住所
- 一 引取りを求めようとする犬又はねこの種類、 月齢)、毛色、性別、体格その他特徴 年齢(年齢が一歳に満たないとき
- 2 の住所地を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。 前項の規定により知事に提出する書類は、 犬又はねこの引取りを求めようとする者

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

るූ 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成十九年九月二十八日

П

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第八十二号

Щ

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年山口県規則第二十七号)

下げ、第一号の次に次の一号を加える。 第十一条第三項中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り

| 一動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号)に基づく同法第 三十五条第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。) の規定による犬及び ねこの引取りに関する事務

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第八十三号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 山口県希少野生動植物種保護条例施行規則 (平成十七年山口県規則第百四十二号) の

会社の営業所(郵便窓口業務の委託等に関する法律」に、 第二十七条第一号ト中「郵便局 (郵政窓口事務の委託に関する法律」を「郵便局株式 一項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。 「第七条第一項」を「第八条

則

第

この規則は、平成十九年十月一日から施行する

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

井

関 成

平成十九年九月二十八日

山口県規則第八十四号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 山口県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次

別表第一の一の項第十六号を次のように改める。

十六 削除

別表第三の一の項中「、 第十六号」を削る。

則

この規則は、 平成十九年十月一日から施行する

に公布する。 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ

山口県規則第八十五号

山口県知事

_

井

関

成

平成十九年九月二十八日

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二十六号)の一部を次のように改正する。 第三条第九号を削る。

(

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。



報

山口県訓令第十六号

各 庁 般

出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山口県知事 = 井 関 成

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令

Щ

平成十九年九月二十八日

「金融商品取引所」に、 第四条第一項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を 山口県職員倫理規程(平成十二年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正する。 「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め

附

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。

部を改正する規則をここに公布する。 市町立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一

平成十九年九月二十八日

Щ П 県 教 育 委 員

会

山口県教育委員会規則第十九号

の一部を改正する規則市町立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則

市町立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則(平

成十二年山口県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する 第四条第一項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を

る 「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め

附 則

この規則は、

平成十九年九月三十日から施行する。

山口県教育委員会訓令第四号

県

立

学

校

般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

Щ 県 教 育

> 委 員

> 会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 山口県立学校職員服務規程 (昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号) の一部を次

別記第四号様式中

	圖語	
	M	
	쒀	
早出	有線	但
		49街(
方 <u>)</u>	を	<u> </u>

画

但犀ん 化出の も

を「小り食り」に改める。

八八(八)

に改め、

同様式の

郵便局等」

この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

Щ 県 公 安 委 員

会

山口県公安委員会規則第九号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

に改正する。 山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のよう

へ」を「ト」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。 第三条第一項第三号二中「前号イ」の下に「から八まで及びホ」を加え、 同号卜中

(別記第一号様式)を掲示しているもの 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章

Щ

П

項中「ト」を「チ」に改め、同条第三項第三号中「第一項第三号ト」の下に「若しくは 第三条第一項第四号イ中「第二号イ」の下に「から八まで及びホ」を加え、同条第二

チ」を加える。

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

次のように定める。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

平成十九年九月二十八日

Щ 県 公 安 委 員 会

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委

項第三号への項中「第3条第1項第3号>」を「第3条第1項第3号チ」に改める。 別表第一の七十五の表第三条第一項第三号への項及び別表第二の三十二の表第三条第

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日発行平成十九年九月二十八日印刷

発発 行行 人所

一口 県 知事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)